# 災害時における避難場所等の施設利用に関する協定書

岡山市(以下「甲」という。)と学校法人川崎学園(以下「乙」という。)は、岡山中央南(旧深柢)小学校跡地活用事業に関する基本協定第19条第2項の規定に基づき、岡山市内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、避難場所及び避難所(以下「避難場所等」という。)としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が、岡山市内に所在し乙の管理する施設の一部を避難場 所等として利用することについて必要な事項を、定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1 号に定める災害をいう。

#### (避難場所等として利用できる施設の周知)

第3条 甲が避難場所等として利用できる施設は、乙の指定する施設(「別紙」に示す範囲)とする。

ただし、災害の発生状況等により、前記以外の施設(地下駐車場等)が必要となった場合には、病院施設の管理運営に支障のない範囲で、甲乙協議して決定する。

2 甲は、施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

## (避難場所等の開設および通知等)

- 第4条 甲は、災害時において避難場所等として開設する必要が生じた場合は、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。
  - 2 乙は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)(以下「避難勧告等」 という。)が発令された後、前項の通知を受ける以前に市民が緊急避難してきたことを現認 した場合は、甲にその旨を通報するものとする。
  - 3 甲は、乙から前項の通報を受けた場合、避難所には速やかに職員を派遣するものとする。

## (避難場所等の管理)

- 第5条 避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。
  - 2 甲は、あらかじめ避難場所等の運営組織について、乙に通知するものとする。
  - 3 甲は、避難場所等の運用に要する職員を適切に配置するものとする。
  - 4 避難場所等で必要な物品等は、甲が準備又は配布するものとする。
  - 5 甲は、避難場所等を閉鎖した場合、避難住民の帰宅行動を安全かつ円滑に誘導するものと する。

#### (開設期間)

- 第6条 避難場所等の開設期間は、原則として避難勧告等発令の日から解除される日までとする。 ただし、発生した被害の状況等により期間を変更する必要があると判断される場合は、甲乙 協議して決定する期間とする。
  - 2 甲は、乙が早期に従前の教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難場所等としての使用の早期解消に努めるものとする。

(費用)

- 第7条 乙の甲に対する避難場所等の施設の提供は無償とする。ただし、避難場所等の管理運営に 係る水道料及び電気代等の経費については甲が負担するものとする。
  - 2 甲が、避難場所等の管理運営に関し止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合には、甲はその対価を負担するものとする。
  - 3 甲は、避難住民が乙の施設又は設備等を破損若しくは紛失したときは、修繕等に係る経費 を負担しなければならない。
  - 4 第1項の規定により甲が負担する額について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

(避難場所等の利用の終了)

第8条 甲は、避難場所等の利用を終了する際は、乙に対してその旨を文章で報告するとともにそ の施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日から「事業用定期借地権設定契約公正証書(平成 24年第25号)」に定める賃貸借期間満了時までとする。ただし、岡山中央南(旧深柢)小 学校跡地に関する事業用定期借地権設定契約が途中解除された場合、同時にこの協定も効 力を失うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成29年1月16日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長 大森 雅夫

乙 倉敷市松島 577 番地

学校法人川崎学園

理事長 川﨑 誠治

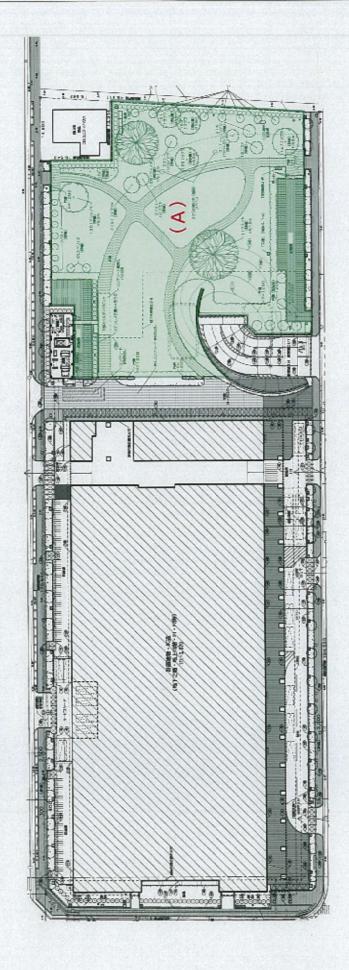
# 避難場所等の指定

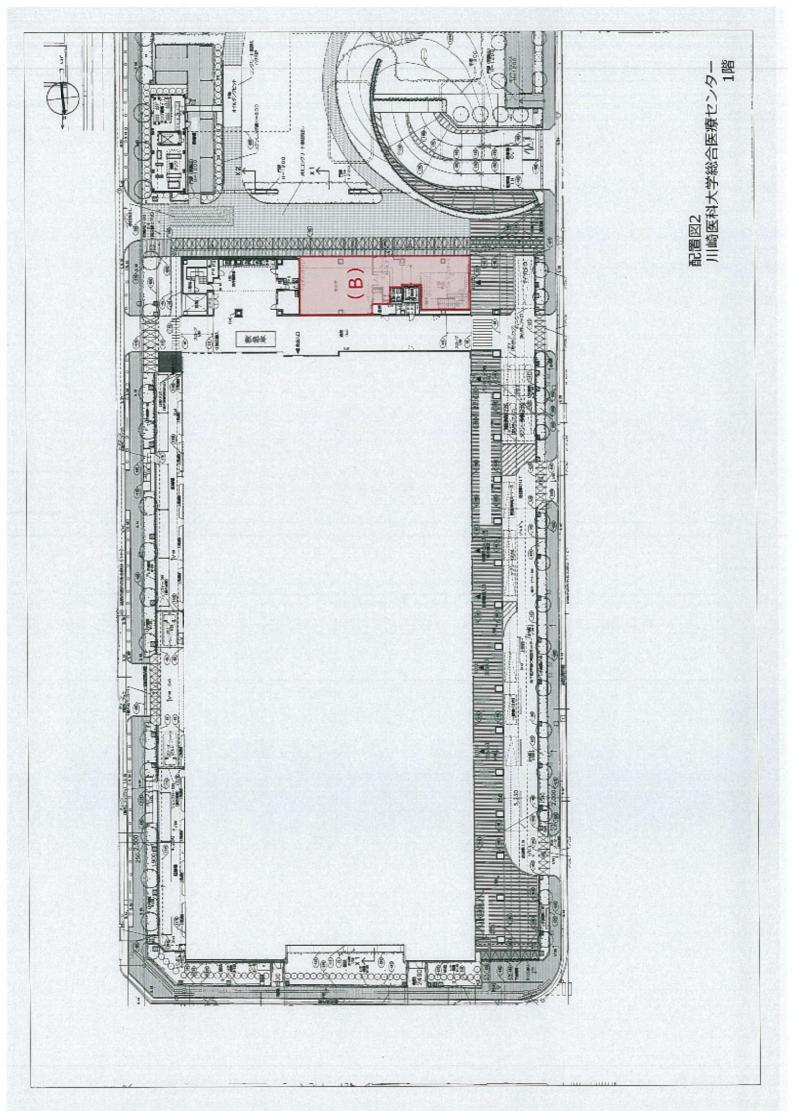
- 1 所在地 岡山市北区中山下二丁目 6 番 101
- 2 名 称 川崎医科大学総合医療センター
- 3 指定場所 避難場所 建物南側空地・・・(A)

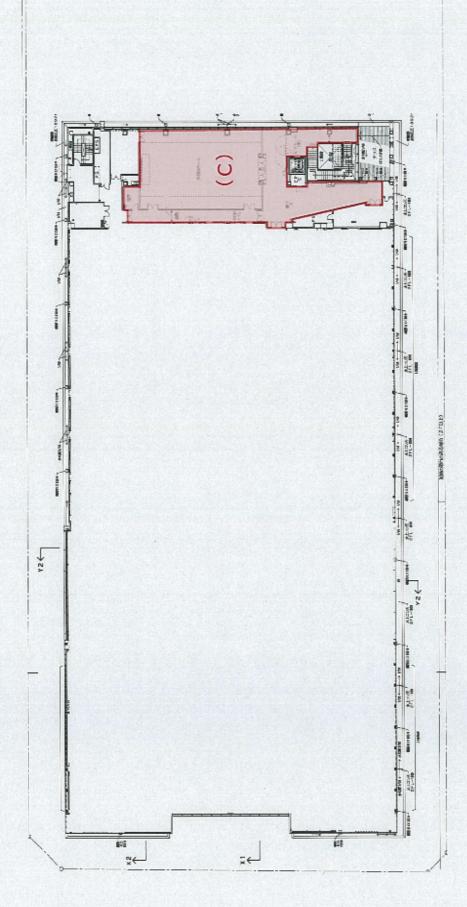
避難所 建物1・2階の居室及びエントランスホール等・・・(B)(C)

別紙配置図のとおり









1